

会議等結果報告書			
会議区分	会議 ・ 打合せ ・ 協議	文書番号	112
		決裁期日	令和4年10月26日
名称	第3回上富良野町協働のまちづくり推進委員会		
日時	令和4年10月26日（水） 18時30分～19時50分		
場所	役場3階 第2会議室		
出席者	協働のまちづくり推進委員6人（別紙名簿のとおり） 事務局：町民生活課 山内課長、自治推進班 新井主幹、中島主査 合計9人		

[進行：長田会長]

〈会長挨拶〉

1 議題

(1) 自治基本条例の見直しについて

第3条第2項再協議（結論：改正なし）

「性別」と記載されているが、昨今の性別問題から記載が妥当か

新井主幹：条例作成時に参考とした他自治体の条例は、そのまま残っている。

道内自治体のうち、17自治体の条例に「性別」として記載がされている。

「性別」とは、英語では「生物学的性別（セックス）」と「社会的・心理的性別（ジェンダー）」に分かれているが、日本語ではその両方も含めた幅広い意味である。

「国籍、民族、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境、個々の考え方等」と列記されているが、他にもいろいろあるが。

新井主幹：あくまでも一例であり、例をあげることで注意喚起している。列記していてもキリがないので、「個々の考え方等」の「等」にその他のいろいろな違いが含まれている。

第15条（結論：改正なし）

長田会長：第2号に「町民意向及び地域の実情を的確に把握し」とあるが、具体的にはどのようなことを行っているのか。

新井主幹：直接町長と対話することができる「町長と語ろう」や「町民ポスト」などを使い意見を聞いている。また、計画を策定する際にはパブリックコメントなどで意見を聞いている。

第16条（結論：改正なし）

長田会長：スタッフ制はいつからか。

山内課長：平成12年から実施している。行政改革として、スタッフ制にすることで、職員削減が図られている。また、必要に応じて専門部署をつくり政策課題等に対応し

ている。

第17条～第19条（結論：改正なし）

第20条（結論：改正なし）

多田委員：町民ポストへの投書状況は。

山内課長：年約30件。

小栗副会長：投書があった時は、どのような対応をしているのか。

山内課長：記名、無記名にかかわらず、担当に通知し、どのような対応をするか回答を作成させ、投稿者に回答や公に公開が必要なものは、その対応をしている。

第21条（結論：改正なし）

長田会長：第2号に「自主的かつ適正に解釈し」とあるが、どういう意味か。

山内課長：「自らが率先して法令等を適正に解釈する」という意味である。

第22条（結論：改正なし。ただし、外部や町民などによる評価の検討を求める）

長田会長：現在の評価状況は。

新井主幹：副町長と主要課長とで事務事業評価を行っている。

長田会長：職員だけでの評価で、適正な評価が行われているのか。

新井主幹：事業の目的が達成したと認められるものについては、事業完了と評価されている。

第23条（結論：改正なし）

第24条（結論：改正なし）

長田会長：上富良野町はホームページやSNS等を使い、様々な情報を様々な手法で公開してくれている。

廣川委員：SNSは見やすくてよいと思う。リンクも貼っているので、詳細を知りたい時に便利である。

第25条（結論：改正なし。解説を修正）

小栗副会長：解説に「ファイリング・システムの構築を検討する」とあるが、現状は。

山内課長：文書管理規定を随時見直しており、ファイリング・システムの構築は行っていない。

新井主幹：解説を「文書管理規定の適正な運用を進める」に修正したい。

第26条（結論：改正なし）

第27条（結論：再協議）

新井主幹：解説は個人情報保護法の改正により、条例の位置づけが変更になる予定ため、修正する。

小栗副会長：「必要な措置を講じる」とあるが、これは妥当な表現か。

山内課長：次回会議にまでに妥当な表現か確認する。

(2) まちづくりフォーラムについて

新井主幹：前年度は参加募集までしていたが、コロナの影響で急遽開催中止になったため、同内容で、2月15日ごろの、コーディネーター、パネリストの都合が良い日で実施したい。

全委員：了承。

柴田委員：オンラインで実施しては。

山内課長：検討する。

次回会議について

次回会議は12月とし、後日事務局から委員に日程調整を行う。

【会議録は決裁終了後、行政ホームページで公開】